

第 20 期第 8 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 25 年 9 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 13 名 (欠席 2 名)
 県 水産振興課 2 名、
 むつ水産事務所 1 名、
 鱒ヶ沢水産事務所 1 名
 事務局 4 名

**4 概 要**

○議案の審議 5 件

【 議 案 】**(1) 西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について**

青森県農林水産部長より、沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[西部海区漁業調整委員会指示第 8 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

1 河口付近における操業の制限、

○川内川、野辺地川、清水川 (10/1～12/31)

小型定置 (野辺地川を除く)、固定式さし網、はえなわ、手釣り、竿釣り

○中村川、赤石川、追良瀬川、笹内川 (9/20～12/20)

小型定置 (中村川河口のハタハタ対象を除く)、底建網、固定式さし網、はえなわ、手釣り、竿釣り

2 沿岸域における操業の制限 (日本海 9/20～12/20、津軽海峡 10/1～12/31)

○沿岸 250m 以内 固定式さし網、はえなわ、底建網 (日本海)

○沿岸 200m 以内 小型定置 津軽海峡：イワシ、アジ、イカ対象を除く

日本海：ハタハタ対象及び深浦町の通称鰯の溜を除く

3 サケ採捕の制限

○陸奥湾：小型定置、固定式さし網、はえなわ (11/15～18、12/12～14)

○海 峡：小型定置 (イワシ、アジ、イカ対象を除く)、固定式さし網、はえなわ (10/10～14、11/5～8)

○日本海：定置、小型定置、底建網、固定式さし網、はえなわ

(10/10～18 のうち指定の 5 日間、11/5～14 のうち指定の 1 日間)

※ () 内の月日は禁止期間

(2) 西部海区管内におけるトドの採捕の指示について

竜飛今別漁協長、外ヶ浜漁協長、脇野沢漁協長及び県漁連会長より沿岸に来遊するトドの採捕措置に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第9号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる海域及び期間において、トドを採捕しようとする者は西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

- 1 採捕海域 青森県西部海区海域
- 2 採捕期間 平成25年12月1日から平成26年5月31日まで

(3) 東部海区管内におけるふぐはえなわ操業の操業の指示について

青森県農林水産部長より、ふぐはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第10号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うフグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた者については、この限りでない。

- 1 制限海域
青森県西津軽郡舮作崎灯台中心点の正西線以北かつ北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の日本海海域。ただし、沖合底びき網漁業禁止区域を除く。
- 2 制限期間
平成25年10月1日から平成27年9月30日まで

(4) 平成26年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

平成25年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議で審議する平成26年度政府要望提案を審議した結果、本委員会からの平成25年度要望事項である「大中型まき網漁業の操業の適正化について」及び「いかつり漁業集魚灯の光力削減について」を継続して提案することとした。

(5) 青森県海区漁業調整委員会規程の一部改正について

青森県公文書管理要綱の施行に伴う青森県海区漁業調整委員会規程の一部改正を審議した結果、改正案どおり一部改正することとした。

詳細については、[西部海区漁業調整委員会公示第2号](#)をご覧ください。